

(2) 小切手の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>中河内府税事務所</p>	<p>1 還付金交付等のために使用する小切手の管理に関して、前年度における未使用の小切手については使用不可の取扱いとするため、当該小切手に斜線を朱書した上、「廃棄」と記載することとなっている。また、小切手用紙管理簿に「いつ」、「誰の管理下で」、「何枚の」小切手を廃棄処理したかの事跡を残すことが義務付けられている（平成19年10月29日総務課長会議資料）。 同事務所では、総務課総括主査が実際の廃棄処理を行い、その実施状況を総務課長が確認することとなっていた。</p> <p>2 平成24年度の小切手帳及び小切手用紙管理簿を閲覧したところ、未使用の小切手にはすべて斜線が朱書きされ、「廃棄」のゴム印が押印されていた。しかしながら、小切手用紙管理簿には廃棄処理に関する事跡が残されていなかった。</p> <p>3 その要因等に関して総務課長及び総務課総括主査へ事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>総務課長・総務課総括主査ともに、小切手用紙管理簿の表紙裏に貼り付けられていた「総務課長会議資料」の存在に気付いておらず、小切手用紙管理簿に廃棄処理に関する事跡を残すことが義務付けられていることを認識していなかった。</p> </div>	<p>1 小切手用紙管理簿の記載内容に関するルール（平成19年10月29日総務課長会議資料）に違反している。</p> <p>2 小切手が不正に使用されるリスクの重大性に鑑み、今後は「小切手用紙管理簿の記載内容について」（平成19年10月29日総務課長会議資料）に基づき、出納員が小切手帳の廃棄処理について確認し、かつ、確認した事跡を残されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (書損小切手) 第124条 書損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に斜線を朱書した上「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用第124条関係】 規則第124条「書損等」には、小切手帳が不用になった場合を含むものとする。</p> <p>【小切手用紙管理簿の記載内容について（平成19年10月29日総務課長会議資料）】 平成19年3月から5月に大阪府が実施した「平成17年度の会計処理にかかる調査」に関して、公認会計士等専門家が取りまとめた「検証結果等報告書」の中で、適正な会計処理のための意見として、次のとおり意見が述べられている。</p> <p>(事案)小切手の管理方法の再検討が望まれる事例 (当該科目等) 還付金 ・・・(中略)・・・小切手を使用不可とする手続は重要な手続であるので、いつ、誰の管理の下で実行したか、廃棄処理する小切手の数か適切であったかを確認した証跡を残すことが望ましい。</p> <p>については、小切手帳の管理方法について、平成19年度分から「小切手用紙管理簿」に「廃棄」の事跡を残すこととする。</p> </div>	<p>小切手の管理について、出納員及び小切手を振出す事務を扱うことができる会計員は、小切手が不正に使用されるリスクの重大性をあらためて認識し、その管理については、大阪府財務規則、その運用及び「小切手用紙管理簿の記載について」（平成19年10月29日総務課長会議資料）に基づき、適正に管理することとする。 今後、小切手帳の廃棄処理については、出納員が確認し、かつ、確認した事跡を残すこととする。</p>